
港湾脱炭素化推進計画について

広島県

港湾脱炭素化推進計画(概要①)

■背景と目的

令和2年10月

- 政府は2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。

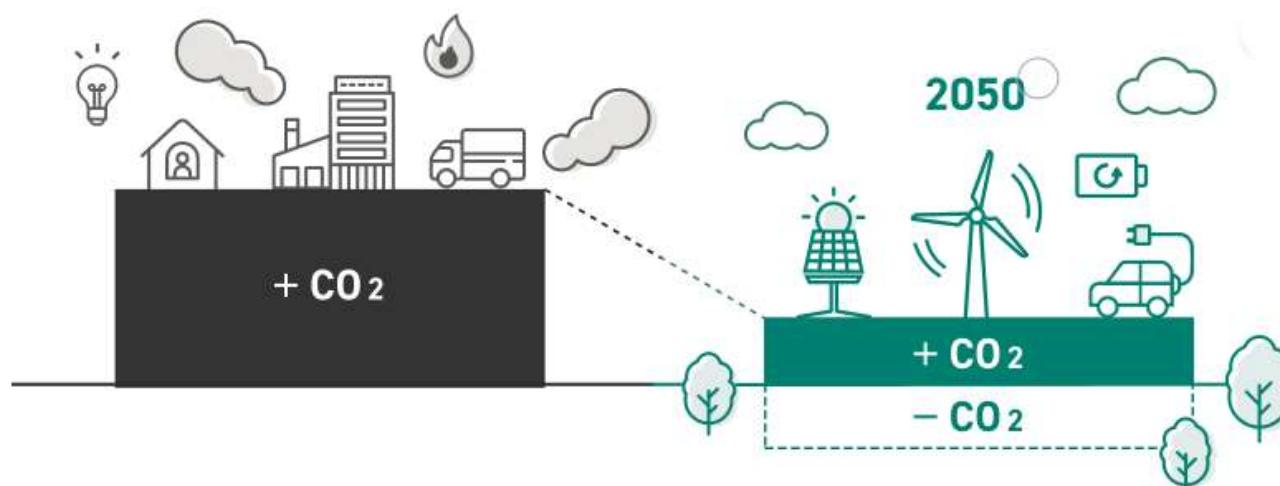


第45回地球温暖化対策推進本部(総理官邸HP)

令和3年4月

- 政府は「カーボンニュートラル」実現に向け、2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比46%削減すると表明しました。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減 並びに 吸収作用の保全及び強化をする必要があります。



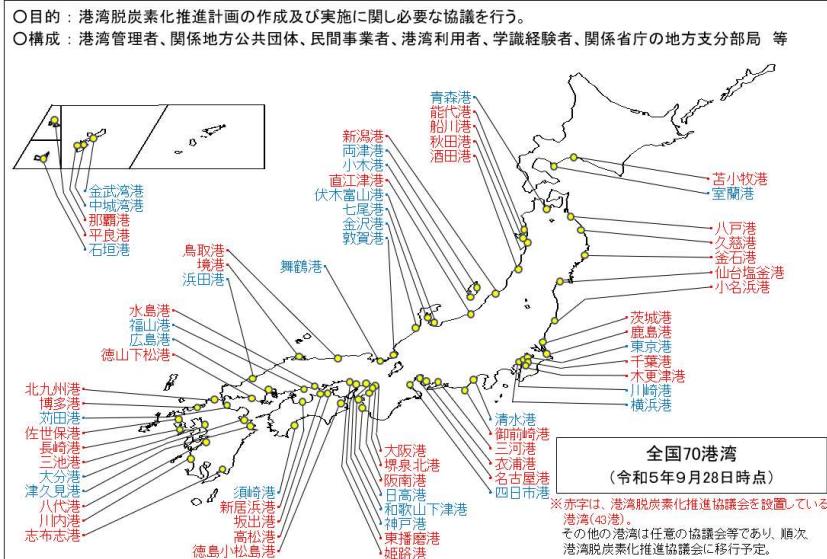
港湾脱炭素化推進計画(概要②)

■背景と目的

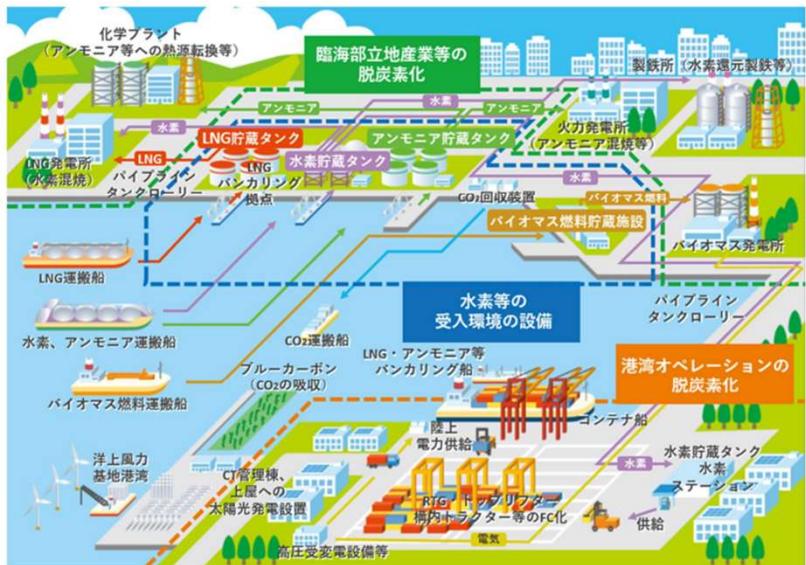
- 我が国において港湾は、CO₂排出量の約6割を占める産業の多くが立地する臨海部産業の拠点、エネルギーの一大消費拠点であり、「カーボンニュートラル」を進めるためには、“港湾”的なカーボンニュートラルにむけた取組が必要です。

各港における港湾脱炭素化推進協議会等の設置状況

国土交通省



(国土交通省資料)



「港湾脱炭素化推進計画策定マニュアル」(国土交通省港湾局)

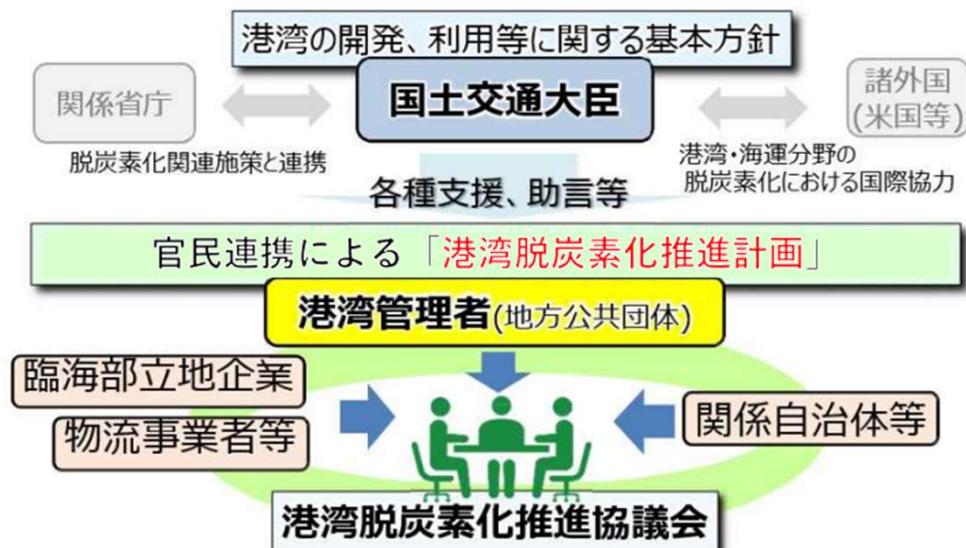
- カーボンニュートラルに向けた取組を進めるために、港湾における脱炭素化の推進計画である「港湾脱炭素化推進計画」が港湾法に位置づけられるなど、他県の多くの港湾においても重要港湾を中心に、脱炭素化に向けた取組が進んでいる状況です。

重要港湾の競争力を保ち、引続き地域産業に対する役割を果たしていくため、広島県においても「カーボンニュートラルポート」に向けた取組を進める必要があります。

港湾脱炭素化推進計画(概要③)

■港湾脱炭素化推進協議会

- ・港湾脱炭素化推進協議会とは、港湾法第50条の3に基づき、港湾脱炭素化推進計画策定時の協議の場として、港湾管理者が設置します。
- ・協議会は、
 - ① 推進計画を作成する際に、関係者間で協議を行うための場
 - ② 推進計画に基づき事業等を実施する際に、関係者間で協議を行うための場
 - ③ 推進計画の進捗状況の確認、達成状況の評価等を行う場とします。



■協議会の構成員の例

- ・港湾管理者（協議会設置主体）
- ・港湾脱炭素促進事業の実施が見込まれる者（民間事業者、港湾協力団体等）
- ・関係地方公共団体（港湾所在市町村等）
- ・港湾利用者（船社、物流事業者等）
- ・学識経験者 等

（国土交通省資料）

なお、今後次世代エネルギー関連技術の進展等も想定されるため、適任の方を適宜柔軟に追加します。

港湾脱炭素化推進計画(概要④)

■港湾脱炭素化推進計画に定める事項

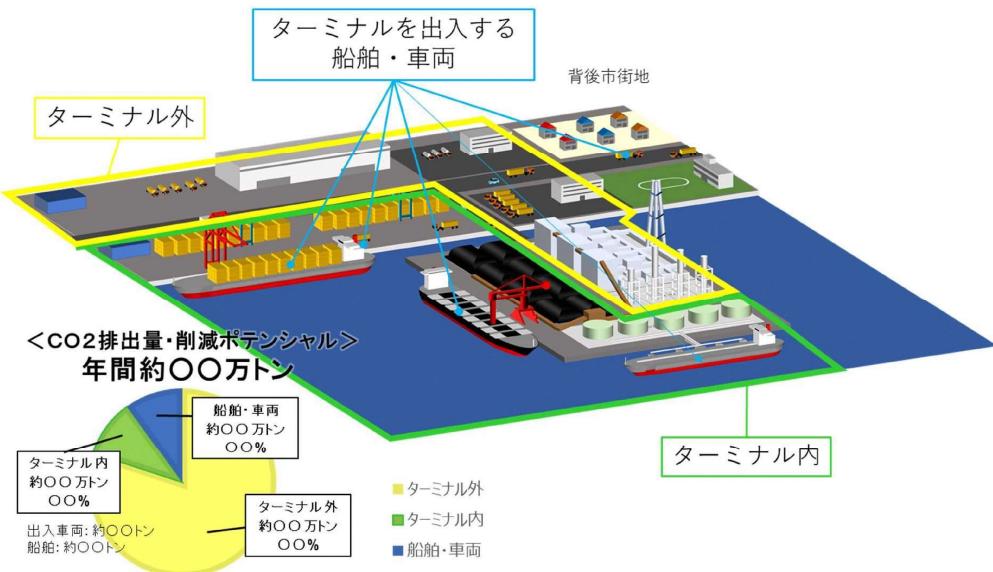
① 基本的な方針

当該港湾の概要、計画対象範囲、計画目標等を定めます。

② 計画の目標

- ・温室効果ガスの排出量の削減目標、水素・アンモニア等の次世代エネルギーの供給目標 等を定めます。

排出量の推計区分



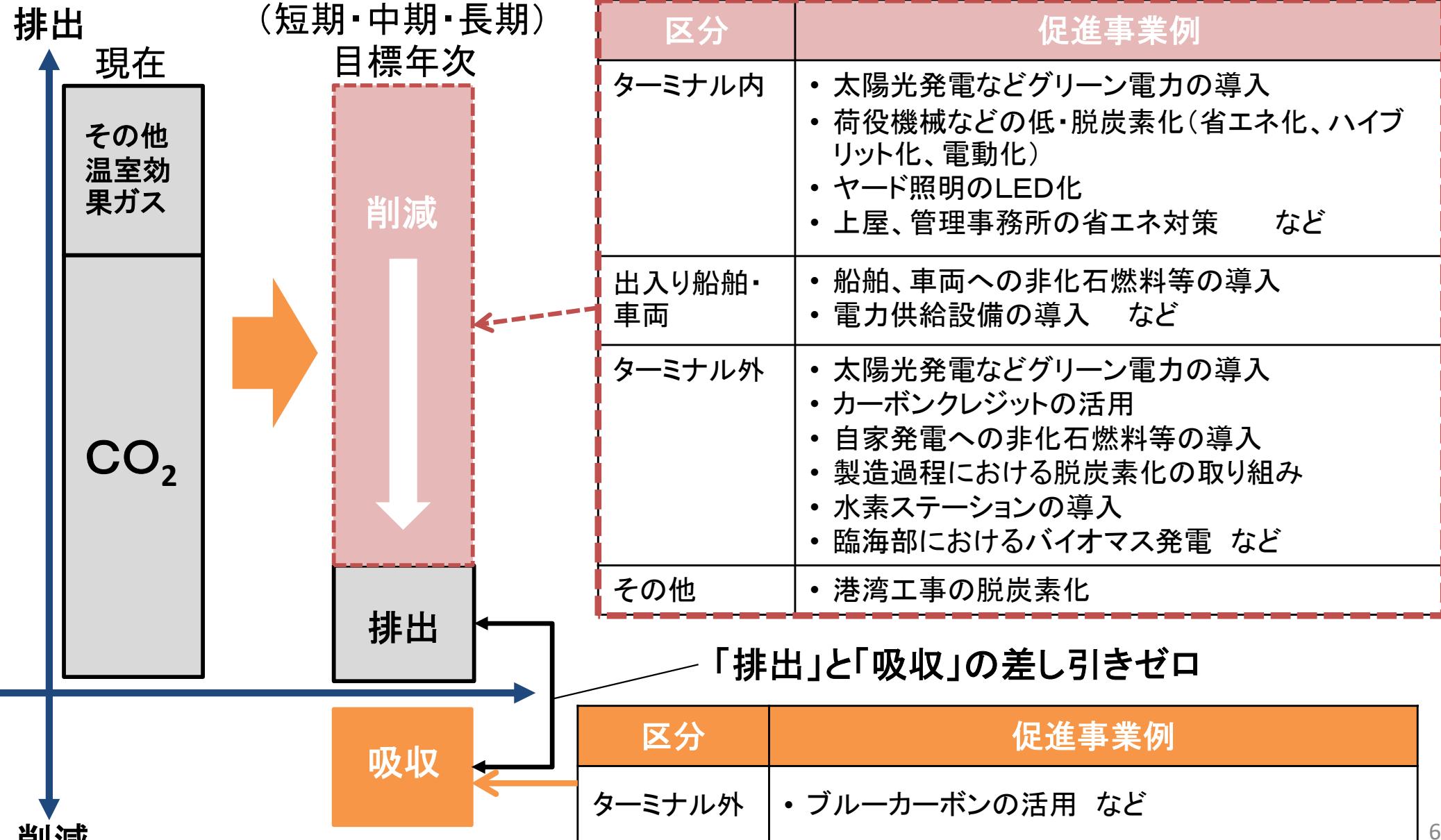
区分 (場所)	排出源 (例)
①ターミナル (ふ頭) 内	<ul style="list-style-type: none">・フォークリフト等の荷役機械・保管施設、管理棟、照明施設など
②ターミナルを出入する船舶・車両	<ul style="list-style-type: none">・停泊中の船舶・トラック、トレーラー など
③ターミナル (ふ頭) 外 (当該港湾を利用した企業活動に由来するCO2 排出量)	<ul style="list-style-type: none">・発電所、加工場等での活動・倉庫、物流施設での活動・事務所等での活動

港湾脱炭素化推進計画(概要⑤)

■港湾脱炭素化推進計画に定める事項

③ 港湾脱炭素化促進事業・実施主体

目標を達成するために実施する事業等の実施主体、実施期間、事業効果等を定めます。

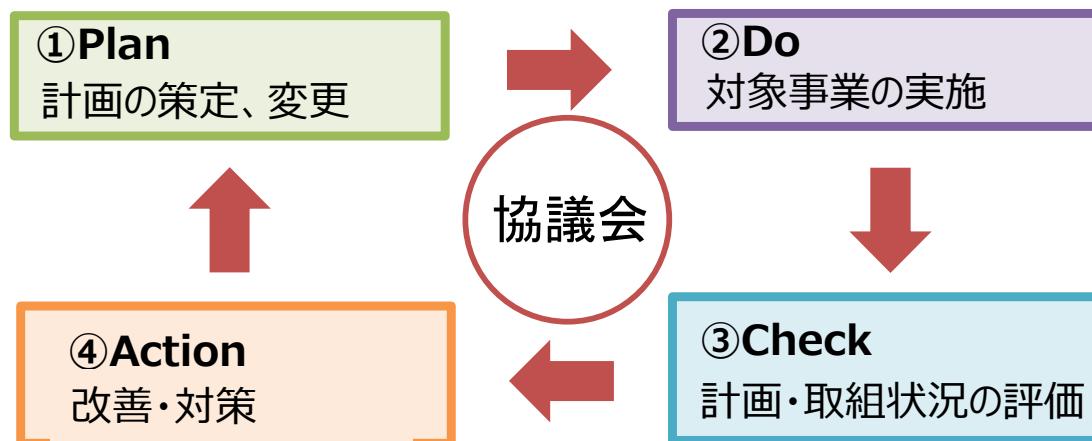


港湾脱炭素化推進計画(概要⑥)

■港湾脱炭素化推進計画に定める事項

④ 計画の達成状況の評価に関する事項

計画策定後の計画の達成状況の評価や、計画の柔軟な修正を行うための実施体制を定めます。



⑤ 計画期間

- ・計画の目標の実現に必要な計画期間を定める。

⑥ その他港湾管理者が必要と認める事項

- ・港湾の脱炭素化に関する将来構想 等を定める。

第1回説明内容

【計画に定める事項】

①基本的な方針

- ・当該港湾の概要、対象範囲、計画目標

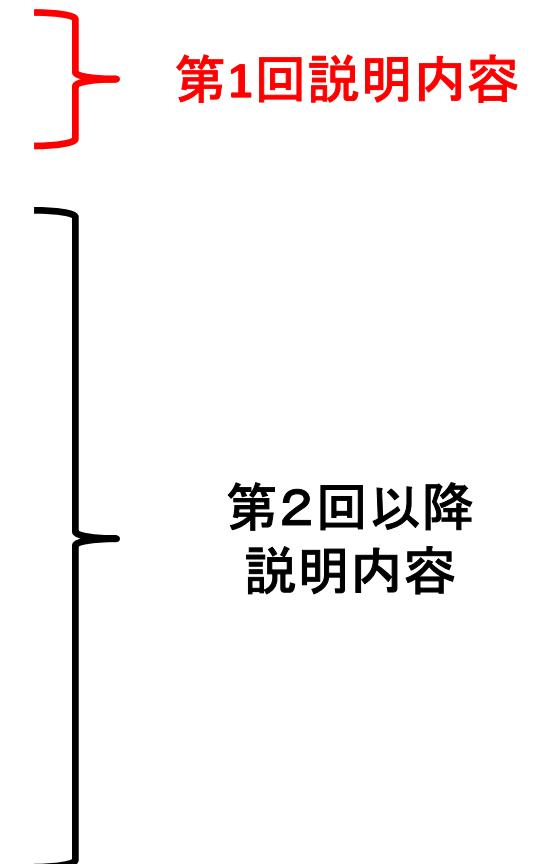
②計画の目標

③港湾脱炭素化促進事業・実施主体

④計画の達成状況の評価に関する事項

⑤計画期間

⑥その他港湾管理者が必要と認める事項



福山港の概要

1) 港湾の沿革

福山港は、広島県の南東部にあり、瀬戸内海のほぼ中央に位置します。

昭和36年に日本鋼管株式会社福山製鉄所（現：JFEスチール西日本製鉄所福山地区）の誘致が決定し、昭和38年に重要港湾に指定されました。

鋼管地区、箕島地区、箕沖地区及び白茅地区周辺は生産・物流関連ゾーンであり、臨海部に立地する鉄鋼業等の産業や背後地域の諸活動を支える流通拠点として重要な役割を果たしています。

また、鞆地区、原地区及び石井浜地区周辺は交流拠点ゾーンとなっています。

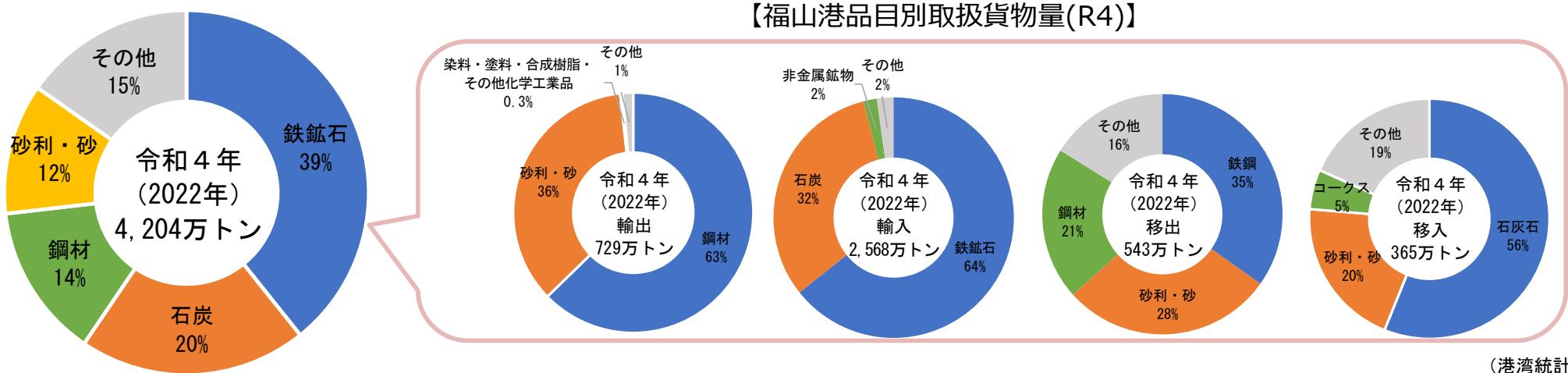
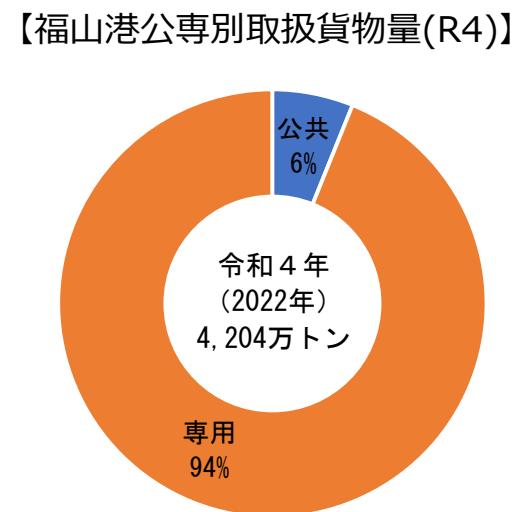
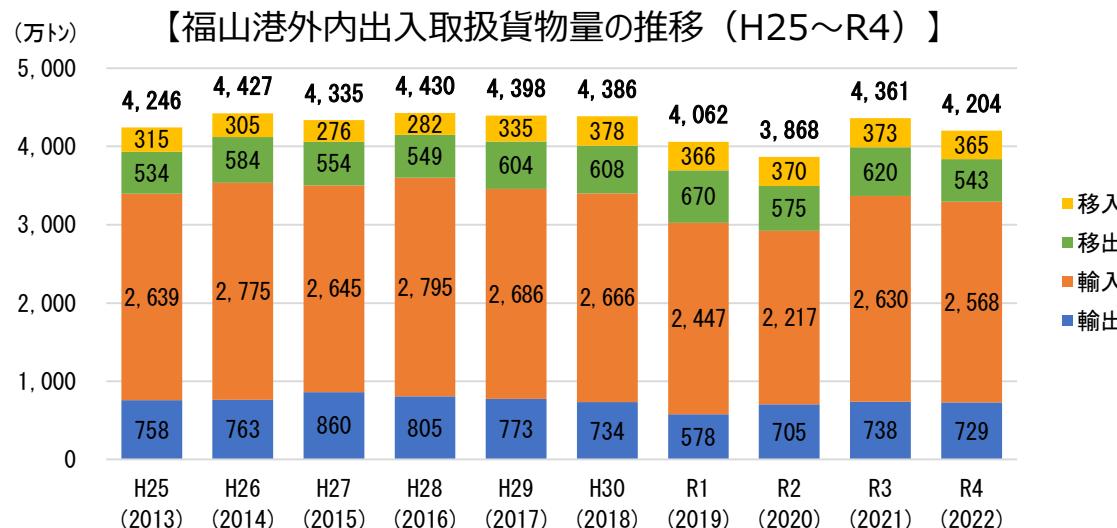


福山港の概要

2) 港湾取扱貨物量（全体：フェリー除く）

福山港の取扱貨物量は、ほぼ、横ばいで推移していましたが、新型コロナ感染症が拡大した令和元年(2019年)～令和2年(2020年)に減少しました。しかし、その後新型コロナ感染症拡大前の水準まで戻っています。

福山港の大樽貨物は、鉄鋼石(39%)、石炭(20%)、鋼材(14%)等となっており、主に専用係留施設で取り扱っています。

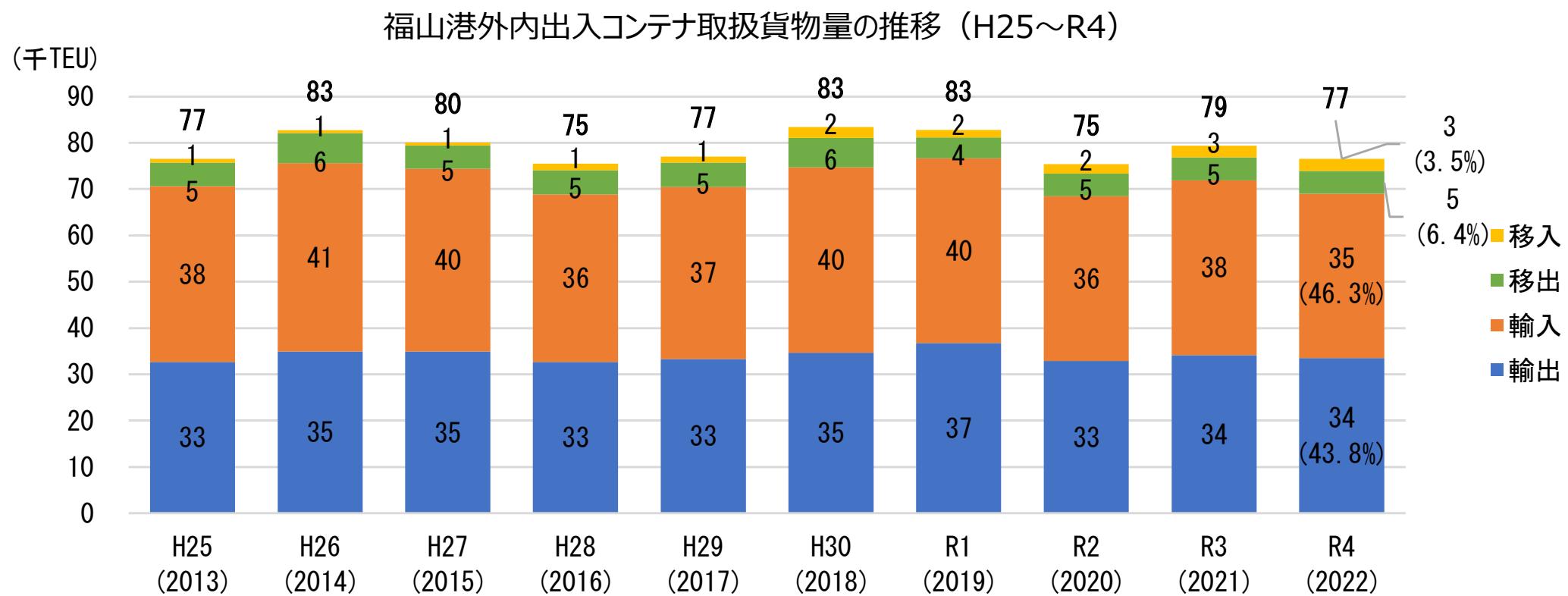


福山港の概要

3) 港湾取扱貨物量（コンテナ貨物）

福山港のコンテナ取扱貨物量は、輸出と輸入によるものが多く、それぞれ約45%を占めています。

年間コンテナ取扱貨物量は、約75千TEU/年～83千TEU /年で推移しています。



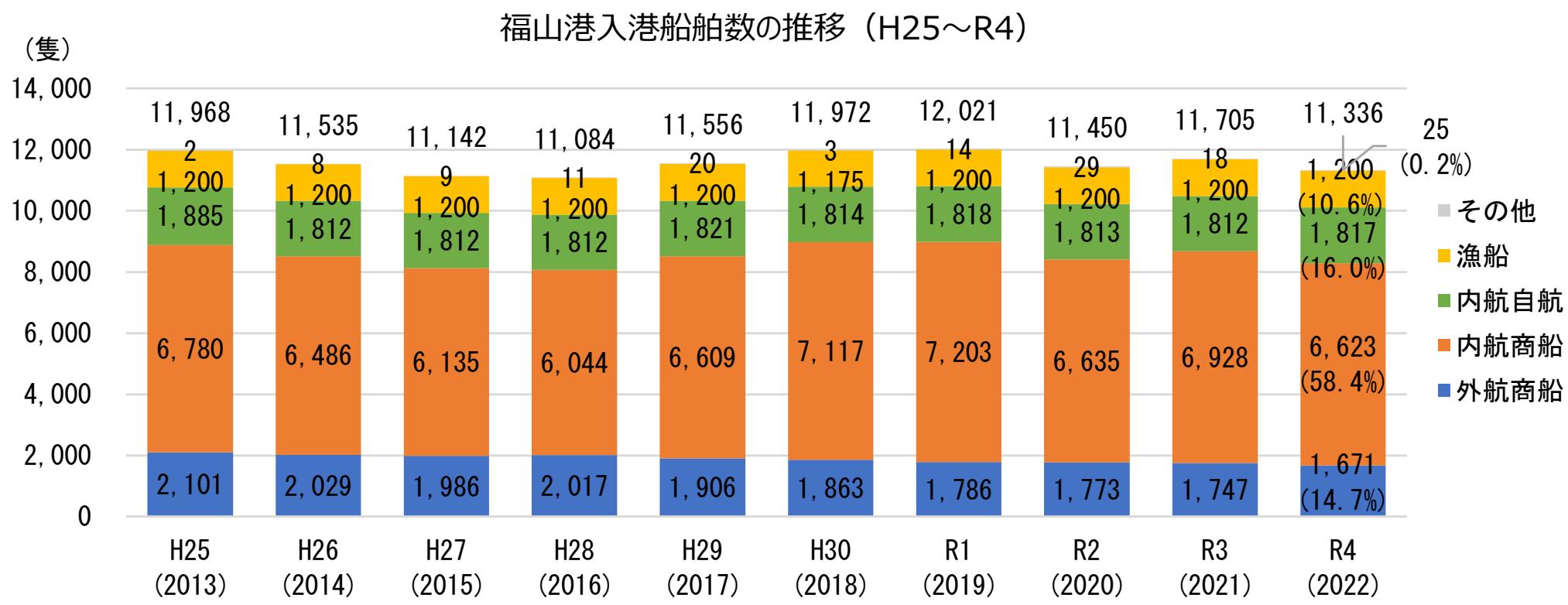
(港湾統計)

福山港の概要

4) 入港船舶隻数

福山港の船種別の入港船舶隻数については、全体の約58.4%を内航商船が占め、最も多くなっており、内航自航は約16.0%、外航商船は14.7%となっています。

年間入港船舶隻数については、近年約11,000隻/年～12,000隻/年で推移しています。



(港湾統計)